

別表 1-1 (連携相談窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業 (内子町)

創業支援等事業の目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 6 年度の創業に関する相談件数は 1 1 件であった。 ・ 内子町役場内に「連携相談窓口」を設け、町民へ広く PR を行うとともに、内子町商工会、町役場各課、地域金融機関とも緊密に連携して相談に応じ、内子町商工会と連携を図りながら、令和 6 年度の内子町実績を鑑み年間 1 0 人程度の創業相談件数を目標とする。 ・ 相談者には、内子町商工会等創業支援等事業者と密接に連携・協力しつつ、適切な支援制度の案内や活用を促すことにより、直近 5 年間の特定創業支援等事業 (創業塾セミナー) の実績を基に、年間延べ 1 0 人程度、そのうち 3 人の創業実現を目標とする。 ・ 支援対象者数 年間 1 0 人 創業者数 年間 3 人 ・ 本計画に基づき、計画全体で年間創業支援数延べ 5 3 人、年間創業者創出目標延べ 1 6 人 (実数 3 人) とする。 ・ なお、各計画事業の創業者数は、 <ul style="list-style-type: none"> 別表 1-1 内子町 (連携相談窓口) 3 人 (支援数 1 0 人) 別表 1-2 内子町 (内子町はじめる・つなぐ商工活性化支援事業) 3 人 (支援数 3 人) 別表 2-1 内子町商工会 (ワンストップ相談窓口) 3 人 (支援数 1 0 人) 別表 2-2 えひめ産業振興財団 (創業塾セミナー) 3 人 (支援数 1 0 人) 別表 2-3 えひめ産業振興財団及び愛媛県 (愛媛グローバル・フロンティア・プログラム) 2 人 (支援数 1 0 人) 別表 2-4 えひめ産業振興財団 (相談窓口&個別相談) 2 人 (支援数 1 0 人) 	
<p>※ただし上記事業は相互に関連し合うものもあるため、一人の創業者が複数の支援事業を活用することが想定される。</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内子町は、内子町商工会、及び町役場の他部署 (税務関係、社会保険関係、ブランド推進関係等) との協働を円滑に進めるための「連携相談窓口」を設け、創業支援等事業者等と連携し、様々な創業時の相談・課題等を解決する。 ・ 「連携相談窓口」には、内子町の創業担当職員 1 名を配置し、相談対応を行うとともに、創業支援等事業者等の各相談窓口と連携し、情報交換を密に図る。 ・ 町は、ホームページ等により、創業に関する支援施策等の情報発信を積極的に行うとともに、創業希望者等の相談を受け付け、創業支援等事業者等と情報交換等を行い、回答することとする。 ・ 町は、本計画を一貫して円滑に実施するため、各創業支援等事業の進捗や達成状況、課題を確認し、事業の手法や構成の見直し、改善を行い、必要に応じて、新たな 	

創業支援等事業者を加えるなど本計画の拡充を図る。

1. 地域での創業を巡る現在の状況

本町では、近年の厳しい経済状況等により事業所数や小売業年間商品販売額、製造品出荷額等が減少しており、今後も人口の減少が予想されるため、商工業を巡る環境は厳しい状況にある。こういったことを背景に、町では創業件数も他の市町村と比較して少数にとどまっているものと考えられる。

2. 地域での創業を阻害していると思われる要因

内子町での創業を阻害している要因としては、創業に関係する各機関と密に連携ができておらず、創業者支援のための体制が構築できていないことが考えられる。

3. 2の要因を解決するために必要と考えられる事項

内子町は、豊富な農林資源、観光資源など様々な創業に活用できる地域資源があり、必ずしも創業に適さない地域であるとは考えられない。そのため、創業支援のための体制をつくることで、創業の活性化が図られると考えられる。よって、まず内子町が連携相談窓口として各機関を結ぶ連携窓口となり、各機関とも連携をしたうえで、創業相談から創業までスムーズな支援をはかる。また、創業希望者が創業や経営のノウハウを習得するための支援をはかる。更に、町の創業支援の情報についても各連携機関で周知をしてもらうことで、町内での創業を促進させる。

【創業に必要な要素と各連携機関が担う役割】

1. 地域資源の活用の仕方

内子町は、愛媛県のほぼ中央部に位置し、松山市から南西に約40キロの地点にあり、JR特急で約25分、高速自動車道でも約25分で市街地に到着する。また、町の中央には瀬戸内海に注ぐ一級河川・肱川（ひじかわ）支流の小田川が流れ、山間地域でありながら、穏やかで風光明媚な地域である。

面積は、299.50平方キロ、そのひろがりは東西に30.0キロ、南北17.9キロ、平地は少なく山林は77%を占めている。

気候は、盆地という地形から若干寒暖の差がある内陸性気候であるが、平均して約15度と温暖であり、年間降水量は約1,500mm～1,600mmと、耕作に適した地域である。

落葉果樹の柿をはじめ、栗、ぶどう、梨などの産地でもあり、野菜も葉ものから根菜まで多様な品種が生産されている。

江戸時代には和紙と木蠟の生産地として基盤が整い、明治から大正期にかけて栄えた。とくに木蠟は、明治時代に海外輸出によって巨万の富をもたらし、豪華な民家や土蔵建築などが建造された。その結果、約3.5ヘクタール、町道約600メートル沿いに並び建つ民家群が、昭和57年、国の重要伝統的建造物群保存地区として選定を受け、国内外から大勢の観光客が来町している。

特産品では、和ろうそく、シュロ箆、地酒、味噌、醤油、いちご、桃、梨、ぶどう、ゆず、栗、柿、りんご、栗饅頭、町並みせんべい、漬け物、こんにゃく、やまいも、しいたけ、手漉き和紙、桐下駄、飾り凧、うどん、そうめん、凧もなか、凧せんべい、磨き丸太、ログハウス、葉たばこ、花き、草木染め、柿渋染めなどがあり、その他、さつま、朝霧鍋、たらいうどん、アメノウオの土手焼きなど、郷土色一杯のおいしい料理がある。

今後これらの地場産品等の地域資源を活用して創業するケースも想定される。町は、創業支援等事業者等と連携し、資源提供者とのマッチングや、販路開拓についてのアドバイス等の支援を行う。

2. ターゲット市場の見つけ方

町、内子町商工会は、連携して、市場のニーズを把握し、創業相談者に対して情報提供を行う。

3. ビジネスモデルの構築の仕方

町、内子町商工会は、連携して、顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、愛媛県及び（公財）えひめ産業振興財団とも連携をし、特定創業支援等事業等にて、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。

4. 売れる商品・サービスの作り方

町、内子町商工会及び（公財）えひめ産業振興財団等は連携して、専門家派遣等の制度を活用し、商品・サービス作りのためのアドバイスを行う。また、商品作り全般にわたり、連携する各機関の支援・協力を仰いで実施をする。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

町、内子町商工会及び（公財）えひめ産業振興財団等は連携して、専門家派遣等の制度を活用し、販売先、ターゲット、販売方法、価格についてのアドバイスを行い、町が各機関と連携をして販路開拓のためのマッチング支援を行う。

6. 資金調達

町、内子町商工会は、連携して、書類作成補助、補助金等の作成支援等など、資金調達へのアドバイスを行う。また町内金融機関等も、資金調達について必要に応じて相談・アドバイスを行う。

7. 事業計画書の作成

町、内子町商工会等は、連携して、事業計画の策定、計画書の作成について専門家と共にアドバイスを行う。

8. 許認可、手続き

町及び内子町商工会が、創業手続き・許認可についてのアドバイス、各機関への連絡を行う。また、税務及び労務管理等の高度な知識を必要とする場合は、（公財）えひめ産業振興財団等と連携し、アドバイスを行う。

9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

町と内子町商工会は連携して、創業を行った者に対する創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

【各事業の共通事項について】

<事業の周知>

・町及び創業支援等事業者等は、本計画における支援事業の開催案内等について、お互いが協力しあい、広報紙やホームページへの掲載等を行い、広く町民や創業希望者に周知を図る。

<支援の対象>

・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者には、支援を行わないものとする。各連携機関にもこの方針を徹底する。

・なお、業種だけでは判断が難しい事業については、必要に応じ、新たに開始しよう

とする事業の内容に係る確認書等の提出を求め、当該事業の内容に問題があると認められる場合は、支援を行わないこととする。

< 特定創業支援等事業証明書発行手順 >

- ・別表 2-2、2-3、2-4 参照。

< 設定した目標に対する事業の進捗状況の確認 >

・町及び創業支援等事業者等は、本計画に記載する各種支援事業で支援した相談窓口への来訪者などの数を管理して名簿や集計表の作成等により把握するとともに、複数回相談に来た者や創業希望者等に対しては、予め、実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。

・提供された個人情報は適切に保護・管理を行い、その後、アンケートやヒアリング調査により、創業の状況を把握し、創業実現までハンズオンで支援できるようにする。

・この名簿や確認状況の集計は、町が個人情報に配慮した上で適切に管理・保存する。

< 創業後の継続支援 >

・町は、内子町商工会などと連携し、相談者の創業状況や創業後も継続的なフォローアップを行う。

(2) 創業支援等事業の実施方法

◆ 創業支援等事業とその担当機関

支援事業	支援機関
1 創業のきっかけづくり支援	
ワンストップ窓口の設置	内子町商工会（必要に応じて関係機関を紹介）
創業セミナー	えひめ産業振興財団
事業環境認識と事業ミッションの構築支援	内子町、内子町商工会、えひめ産業振興財団
2 価値創造支援	
ビジネスモデル構築支援、販売先・ターゲット確定支援	内子町商工会、えひめ産業振興財団
商品開発支援	えひめ産業振興財団
生産体制構築支援	えひめ産業振興財団
雇用計画支援	内子町、内子町商工会、えひめ産業振興財団
事業戦略（4P）ポジショニング・ブランディング企画支援	内子町、えひめ産業振興財団
3 営業力強化支援（創業後のフォローも含む）	内子町、内子町商工会、えひめ産業振興財団

4 経理・財務力強化支援	内子町、内子町商工会、えひめ産業振興財団
<ul style="list-style-type: none"> ・町および内子町商工会に担当者1名を配置し、平日8時30分～17時15分まで相談対応を行う。 ・中小企業庁の「ミラサポplus」等を活用し、国、県、市の支援施策の情報提供を行うとともに、町が創業支援等事業者等の支援策をとりまとめ、町のホームページや広報誌への掲載、創業支援等事業者等の窓口での周知などにより町民に広くPRする。 ・相談があった際は、その状況を聞き取り、関係部署や創業支援等事業者等と協力して、各種情報提供やアドバイス、創業支援等事業者等による支援の活用（特定創業支援等事業の活用等）を促す。ただし、創業支援等事業者等と連携をとる場合は、創業希望者本人に確認をとり、個人情報守秘義務に配慮しながら情報の共有を図るものとする。 ・本計画を一貫して円滑に実施するため、毎年度適宜、各創業支援等事業の進捗や達成状況、課題を確認する。 	
計画期間	
<p>平成28年4月1日～令和13年3月31日 変更箇所については令和7年12月25日～令和13年3月31日</p>	

別表 1-2 (内子町はじめる・つなぐ商工活性化支援事業) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業 (内子町)

創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・「内子町はじめる・つなぐ商工活性化支援事業補助金」は、内子町内での創業・起業、事業拡充または事業承継を促進し、町内の商工業の維持及び強化並びに空き店舗等の解消を図り、商工業の活性化を図ることを目的とした制度で、新規創業・起業、事業拡大または事業承継に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとしている。 ・当該補助事業のうち創業・起業支援に係る補助金の交付対象者は町内で創業・起業する者とし、町内の空き店舗等を活用する場合及び町産品を利活用する場合はそれぞれ補助額を上乗せすることとしている。 ・このことにより、ワンストップ相談窓口に加え、創業・起業の難関である資金調達部分を補助することで当該事業を活用した創業者を直近5年間の実績（創業支援者数15人、創業者数14人）を基に、年間3人創出することを目標とする。 ・支援対象者数 年間延べ3人、創業・起業者数 年間3人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内子町はじめる・つなぐ商工活性化支援事業補助金 町内で新たに創業・起業する者に対し、店舗等の開設費、新增築費、改修・改装費、設備及び広告宣伝費等に係る経費の2分の1の額(上限50万円)を交付し、更に、(ア)、(イ)のうちいずれかに該当する場合は、上限100万円、いずれにも該当する場合は上限150万円を交付する。 (ア) 町内の空き店舗等を店舗または事務所等として活用する場合 (イ) 町産品を利活用した事業を始める場合 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援等事業者と連携し、広報及びホームページ等への掲載を行い、制度の周知を図る。 ・補助金の申請から交付にあたっては、内子町はじめる・つなぐ商工活性化支援事業補助金交付要綱の規定による。 ・交付決定については、内容を審査し補助金の採否を決定する。 ・提供された個人情報をもとに、町と創業支援等事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業・起業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
計画期間
<p>平成28年4月1日～令和13年3月31日 変更箇所については令和7年12月25日～令和13年3月31日</p>

別表 2-1 (ワンストップ相談窓口) 【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第 2 条第 32 項第 1 号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 内子町商工会 (2) 住所 愛媛県喜多郡内子町内子1502 (3) 代表者の氏名 会長 池田 央 (4) 連絡先 事務局長 長岡 優和 電話0893-44-2166 FAX0893-44-4936
創業支援等事業の目標
令和 6 年度において内子町商工会に、創業に関する相談が 5 件あった。 ・内子町商工会に設置している「ワンストップ相談窓口」を活用して、内子町や創業支援等事業者等と連携し、積極的に創業希望者の相談を受け入れ、創業者数の増加を図る。 ・これにより、令和 6 年度の相談件数の 2 倍にあたる年間 10 人程度の相談を受け付け、直近 5 年間の実績 (創業者数 20 人) を基に、3 人程度の創業を目標とする。 ・支援対象者数 年間 10 人、創業者数 年間 3 人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容【既存】 ・内子町商工会に創業支援の「ワンストップ相談窓口」を設け、町および創業支援等事業者等と連携し、様々な創業時の相談・課題等を解決する。 ・「ワンストップ相談窓口」には、内子町商工会の創業担当職員 1 名を配置し、相談対応を行うとともに、町および創業支援等事業者等の各相談窓口と連携し、情報交換を密に図る。 ・ホームページ等により、創業に関する支援施策等の情報発信を積極的に行うとともに、メール等でも相談を受け付け、創業支援等事業者等と情報交換等を行い回答することとする。 ・町は、本計画を一貫して円滑に実施するため、ワンストップ窓口および各創業支援等事業の進捗や達成状況、課題を確認し、事業の手法や構成の見直し、改善を行い、必要に応じて、新たな創業支援等事業者を加えるなど本計画の拡充を図る。
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・内子町商工会に担当者を配置し、平日 8 時 30 分～17 時 15 分まで相談対応を行う。 ・中小企業庁の「ミラサポplus」等を活用し、国、県、市の支援施策の情報提供を行うとともに、ホームページや窓口での周知などにより町民に広く PR する。 ・相談があった際は、その状況を聞き取り、町や創業支援等事業者等と協力して、各種情報提供やアドバイス、創業支援等事業者等による支援の活用 (特定創業支援等事業の活用等) を促す。ただし、創業支援等事業者等と連携をとる場合は、創業希望者本人に確認をとり、個人情報の守秘義務に配慮しながら情報の共有を図るものとする。 ・本計画を一貫して円滑に実施するため、毎年度適宜、各創業支援等事業の進捗や達成状況、課題を確認する。
計画期間
平成 28 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日 変更箇所については令和 7 年 12 月 25 日～令和 13 年 3 月 31 日

別表2-2（創業塾セミナー）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 公益財団法人えひめ産業振興財団 (2) 住所 松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛内 (3) 代表者の氏名 理事長 大塚 岩男 (4) 連絡先 創業支援課 西川 電話089-960-1100 FAX089-960-1105
創業支援等事業の目標
・公益財団法人えひめ産業振興財団は、内子町での創業・起業を考えている方を対象とする「創業塾セミナー」を開催する。平成28年6月に第1回を開催して以降、現在まで10回開催。 ≪直近5年間の実績≫ 【令和3年～7年、第6回～10回】 累計受講者数46名 ・本計画（内子町）における本事業による支援対象は、町在住者に対して広報等によるPR強化を図ることで、直近5年間の実績を基に、10人程度が受講することを目指し、そのうち3人の創業実現を目標とする。 ・支援対象者数 年間10人（内子町目標）、創業者数 年間3人（内子町目標）
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容<創業塾セミナー>【既存・特定創業支援等事業】 ・基本的な創業ノウハウから実践的な資金管理や利益管理まで幅広く、創業に必要な知識を網羅した「創業塾セミナー」を開講し、創業を希望する者の経営力のレベルアップを目指す。 ・「創業塾セミナー」は年1回開催し、土日など就業者でも参加しやすい日程を設定する。 ・講師として、中小企業診断士他5名が各回を担当する。 ・令和元年度は、全5回（1回2時間）の講座を、約2ヶ月間にわたり実施した。なお講座の構成は、毎年度見直すこととする。 ・「創業塾セミナー」のうち、本計画における「特定創業支援等事業」の要件とする講座は、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、4回以上かつ1ヶ月以上の継続的な期間で実施するよう構成する。そのため講座の中から、上記の知識が習得できる講座を選定し、各講座を4つの分類（【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】）のいずれかに指定する（複数指定することも可。）。 ・特定創業支援等事業の資格を満たす条件は、4つの分類からそれぞれ1つ以上の講座を受講（4回以上）し、かつ全体の5割以上の出席をして4つの知識を身につけたと認められる受講者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 ※令和2年度 講座内容と分類（予定） ①地域資源×ニーズ解決でビジネス立上げ―誰に・何を・幾らで・どのように―【経営】 ②経営者の資質・強みのプロフィール作成、必要な人材は・人の活かし方・雇い方【人材育成】 ③商品・サービスを売る販売ツール作り―実際に売ってみる―【販路開拓】 ④お金の借り方と管理の仕方、売上と利益率を上げる、経費を抑える【財務】 ⑤ビジネスプランのブラッシュアップ、プレゼン、創業立上げとは【スクールまとめ】
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・町と連携し、広報誌・ホームページ・パンフレット等での広報等により、広く町民や創業希望者に周知を図る。

- ・ホームページにて本事業に関するカリキュラム内容の情報発信を行う。また、参加者アンケートを実施し、2年目以降のカリキュラム等の改善に役立てる。
- ・受講者名簿の作成等により、創業支援者数を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・受講者に対し、予め町を含む創業支援等事業者との情報共有や創業の実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、町と創業支援等事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。

< 特定創業支援等事業証明書発行手順 >

- ・特定創業支援等事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援等事業であり、要件を満たし「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援等事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・受講の申し込み時に、受講者名簿を作成し、受講希望者に実態調査や証明書発行に利用することを説明したうえで、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援等事業終了後、えひめ産業振興財団は、受講証明書（氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載）を作成し、本人に発行する。
- ・証明書の発行は、町が本人からの発行依頼に基づき、証明書の交付対象者（次の①又は②に該当する者：①創業を行おうとする者（事業を営んでいない個人）、②創業後5年未満の者（事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人））であることなどを、上記受講証明書等で確認して行う。
- ・証明書の発行後は、町は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

平成28年4月1日～令和13年3月31日

変更箇所については令和7年12月25日～令和13年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-3 <愛媛グローバル・フロンティア・プログラム>【既存・特定創業支援等事業】
 市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	①公益財団法人えひめ産業振興財団 ②愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課
(2) 住所	①愛媛県松山市久米窪田町337番地1 ②愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
(3) 代表者の氏名	①理事長 大塚 岩男 ②愛媛県知事 中村 時広
(4) 連絡先	①TEL：089-960-1291 FAX：089-960-1105 担当者：和田 博文 ②TEL：089-912-2470 FAX：089-912-2469 担当者：中原 圭介
創業支援等事業の目標	
<p>本事業は愛媛県内各自治体と連携して広域的に行う。</p> <p>愛媛グローバル・フロンティア・プログラム（EGFプログラム）の推進にあたっては、「県外から創業意欲のある人を呼び込む」、「地域課題を解決するビジネスを生む」、「創業者が定着し、企業が成長する環境を整える」という3本柱で取り組むこととしており、首都圏や関西圏等の県外在住者と愛媛をつなぐ創業相談体制の整備や新しい価値を創造するスタートアップの創出・育成プログラムの実施、創業者・創業希望者を中心としたコミュニティにおける創業ステージに応じた支援により、年間60件以上の創業を目指す。</p> <p>（EGFプログラム計画年度：令和5年度～令和7年度）</p> <p>【目標】 創業者数：60件以上 支援対象者数：240件以上（愛媛県全体）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画（内子町）における本事業による支援対象は、町在住者に対して広報等によるPR強化を図ることで、直近5年間の特定創業支援等事業（創業塾セミナー）の実績を基に、年間延べ10人程度が受講することを目指し、そのうち本事業では2人の創業実現を目標とする。 支援対象者数 年間延べ10人、創業者数 年間2人 	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容【既存・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独創的なアイデアや革新的な技術により新しい価値を創造するビジネスアイデアを募集し、スタートアップの創出につなげる「NEXTスタートアップえひめ」を実施することで創業者支援体制の強化を図る。 上記の取り組みにより創出した創業者・創業希望者のほか、県内企業、金融機関、支援機関、行政等オール愛媛によるコミュニティを形成し、創業者のステージに応じたプログラムを実施することで創業者を支援する。 えひめ産業振興財団のビジネス・サポート・オフィス（BSO）で「経営・財務・人材育成・販路開拓」の内容に関する個別相談を随時行う。 <p><特定創業支援等事業について></p> <p>特定創業支援等事業の資格を満たす条件として、EGFプログラム「NEXTスタートアップえひめ」への応募、またはEGFスタートアップコミュニティに登録し、「経営・財務・人材育成・販路開拓」の知識習得について、BSOによるフォローアップを1か月以上、継続的に4回以上受けた者を「特定創業支援等事業」を受講終了した者とする。ただし、EGFプログラム「NEXTスタートアップえひめ」における4か月間の育成プログラムで「経営・財務」について知識習得した場合、または、EGFスタートアップコミュニティにおける短期集中プログラムで「経営」について知識習得した場合は、BSOでの当該項目の個別相談は免除する。</p>	

(2) 創業支援等事業の実施方法

<EGF プログラム「NEXT スタートアップえひめ」>

本事業は各イベント単発では無く、1年間を通して総合的に支援する事業である。
※毎年度以下の流れで実施することとし、令和5年度は次のスケジュールで実施する。

① ビジネスアイデアの募集（6月上旬～7月中旬）

- ・ 県ホームページや専門 WEB サイトへの掲載、(公財) えひめ産業振興財団、金融機関、創業サポーター（県内企業等）、各市町等への案内のほか、説明会の開催等により、県内外からビジネスアイデアを募集する。その後、書類選考により参加者 30 者程度を選定する。
- ・ 選考外のものについては、EGF スタートアップコミュニティにより、創業の実現に向けた各種支援を継続していく。

② キックオフイベント（8月上旬）

- ・ 参加者の意欲向上やネットワーク構築を目的に、創業サポーター（県内企業等）や県内外の企業、金融機関、支援者等を集めたキックオフイベントを開催する。

③ 育成プログラム（9月～12月）（経営・財務）

- ・ 参加者のビジネスアイデアを県内でのスタートアップとしての起業へつなげるため、専門のメンターによる約4か月間の伴走支援を行い、「ビジネスプランの磨き上げ」、「支援者の獲得」、「プレゼンテーションの特訓」等の知識習得をサポートする。

④ 最終成果発表会（2月）

- ・ 全参加者のうち、新しい価値を創造するビジネスプランとして評価の高い者によるビジネスプレゼンテーションを実施する「最終成果発表会」を開催し、特に優れたビジネスプランについては表彰を行う。

最終成果発表会には、創業サポーターのほか、県内外の企業や金融機関、ベンチャーキャピタル等が参加し、参加者の起業や事業の成長を後押しする。

⑤ 事業後のフォローアップ

- ・ EGF プログラム「NEXT スタートアップえひめ」に参加した者は、EGF スタートアップコミュニティや BSO によるフォローアップに加え、えひめ中小企業応援ファンド助成、インキュベーター施設利用の提案のほか、金融機関による低利融資や保証料補助、市町と連携したサポートを行うなど、様々な支援施策を展開し、スタートアップとしての創業の実現に着実に繋げていく。

<EGF スタートアップコミュニティ>

創業者、創業希望者、創業サポーター、その他企業等によるコミュニティを形成・運営し、創業者のステージに応じた支援や相互交流の促進を図る。

① オフライン及びオンラインでの交流の場の提供

- ・ コミュニティ参加者全体を対象とした全体交流会（キックオフイベント）の開催
- ・ オンラインコミュニケーションツール「Slack（スラック）」の活用

② 定期的なセミナー・勉強会の開催

- ・ テーマ別（若手、女性、業種別等）の小規模（10～20名程度）な勉強会やオンラインセミナー（月1回程度）

③ 創業に向けた短期集中プログラムの実施（経営）

- ・ 創業準備者を対象とした創業に必要な知識の習得や参加者同士の交流を深めるための短期集中プログラム（年2回程度）

④ えひめ産業振興財団や創業サポーター企業・団体と連携した創業・事業相談

- ・ BSO 等による出張相談対応
- ・ 創業サポーターによるセミナー等の開催、事業化支援

⑤ 創業支援に関する情報発信

- ・ ホームページ、公式 LINE アカウント、Facebook 等による情報発信

「特定創業支援等事業証明書の発行手順」

- ① 個別相談時等の際に、特定創業支援等事業及び証明書の取得メリットを説明する。

- ②本人の了解を得た上で、個人情報の提供を受け、県が適切に保護・管理を行う。
- ③県は、相談対応状況を記録として保管し、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、修了者名簿(氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載)を、直ちに連携各市町にメールにて提出する。
- ④証明書は、発行依頼に基づいて、特定創業支援等事業証明書の交付対象者であることなどを、連携各市町が修了者名簿や免許証等を確認して発行する。
- ⑤発行後は、申請書に記載された創業予定に基づき、県、財団、連携各市町が創業等に関する追跡調査を行う。

計画期間

令和5年6月23日～令和13年3月31日

変更箇所については令和7年12月25日～令和13年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-4 (相談窓口&個別相談) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 公益財団法人えひめ産業振興財団 (2) 住所 松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛内 (3) 代表者の氏名 理事長 大塚 岩男 (4) 連絡先 創業支援課 玉井 電話089-960-1100 FAX089-960-1105
創業支援等事業の目標
・公益財団法人えひめ産業振興財団では、愛媛県等からの支援を受け、愛媛県内全市町在住者及び在住希望者を対象に、次のような創業支援等事業を活用して、重層的かつ細やかに創業希望者の創業実現を目指す。 [人的支援] ・創業希望者に無料で窓口相談や専門家派遣などを実施し、寄り添い支援する。 特に、内子町においては、農林水産物の6次産業化などを含めた創業希望者の時間資源を節減するためにも、農業団体や商工団体等各支援機関や創業希望者宅等へ積極的に松山市内から赴く形で、窓口相談や専門家派遣を実施する。 [施設的支援] ・県有施設であるテクノプラザ愛媛（松山市）にあるインキュベーション施設を運営しており、創業準備期間中の投資圧縮を支援するほか、窓口相談との一体的運営を行い、内子町での創業実現希望者に、空き店舗等各種情報が豊富な商工団体に繋ぐ。 [育成支援] ・愛媛県内全市町を対象とした塾やセミナー等を実施し、創業希望者の育成支援を行うほか、商品開発、首都圏出展支援等を通じて、創業者の成長を促進する。 [資金的支援] ・国、県、市町等の各種創業支援施策を幅広く情報提供するほか、政府系を含め各種金融機関や保証業務を行う愛媛県信用保証協会への繋ぎ、申請書のブラッシュアップ、フォローアップ支援を、窓口相談等を通じて行う。 <目標> ・上記事業は、県内全市町在住者を対象としているが、松山圏域で実施するケースが多く、参加者の6割以上は松山圏域在住者または松山圏域での創業希望者である。 ・本計画（内子町）では、町在住者に対して窓口相談を、直近5年間の特定創業支援等事業（創業塾セミナー）の実績を基に、年間延べ10人程度、そのうち本事業では2人の創業を目標とする。 ・支援対象者数 年間延べ10人、創業者数 年間2人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容【既存・特定創業支援等事業】 <相談窓口&個別相談> ・テクノプラザ愛媛（松山市）に、ビジネス・サポート・オフィス（BSO）や愛媛県よろず支援拠点（よろず）、愛媛6次産業化（農山漁村発イノベーション）サポートセンターなどの相談窓口を常設し、内子町における創業相談にも重層的に対応する。 ・創業希望者等から、内子町での個別相談の依頼があれば、無料で何度でも赴いて個別相談対応するほか、各支援機関と連携して創業希望者複数人を集めた個別相談会等も実施する。 <専門家派遣> ・個別相談等を通じ、創業希望者等が抱える課題が明確となった段階で、その分野の専門家を選定派遣することで、創業希望者等の課題解決へ深く支援する。

<関係支援機関への繋ぎ>

・関係支援機関と構築している豊富なネットワーク（チームえびす）を活用し、創業希望者の抱える様々な課題の中から、各機関が得意としている支援に繋ぐことで、課題の早期解決を促進する。

上記の支援を4回以上、1ヶ月にわたり実施し、継続的に創業者を支援し、以下の4項目の知識を習得させる。

項目	支援内容確認事項
経営	<ul style="list-style-type: none"> ・創業への思い・動機・熱意があるか ・家族・友人の理解・協力を得られるか ・事業に関する経験・ノウハウ・資格の強みが活かされているか ・立地(事務所含む)の場所や費用が適当か ・ビジネスアイデアが整理されているか ・法人と個人事業主との違いが理解されているか ・事業に必要な許認可や資格の手続きや取得見込みがあるか ・税務署・市町への開業届の提出が可能か ・所得税・消費税・事業税・住民税等の税について理解しているか ・銀行取引の開始・口座管理・金融機関等との交渉能力を持っているか ・確定申告書又は決算書の作成と手続方法を理解しているか
財務	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な投資項目の抽出と見積額が妥当か ・創業立上げにかかる初期経費の算出が過大又は過小となっていないか ・設備・運転資金と自己資金や借入金とのバランスはとれているか ・収支計画として売上高・売上原価・経費・利益の算出根拠が明確か ・借入返済計画として（当期利益+減価償却費）と内部留保の検証ができた無理のない計画か ・利益と資金の違いや、資金繰りについての理解と活用ができるか
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・人材採用における留意点・方法・面接での対応ができるか ・雇入契約書と身元保証書の目的・内容・締結方法を理解しているか ・雇用契約に基づいた採用・賃金計算・支払方法等に問題はないか ・労働保険（労災・雇用保険料率）と社会保険（健康・厚生年金保険料率）の目的・内容・手続きが雇用形態により判断・対応が可能か ・人間関係・リーダーシップ論の理解と、コミュニケーションや組織作りにそれらを役立てられるか
販路開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・外部環境分析(SWOT)による市場・顧客・競合の抽出からビジネスチャンスをつまえているか ・適正な市場規模・将来性のある分野、顧客の求めるニーズに対応した商品・サービスの提供となっているか、競合との差別化が図られるか ・経営に必要な資源となるヒト・モノ・カネ・情報・ノウハウ・ネットワーク等が活かして廻していける見込みとなっているか

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の方向性（ターゲット・何を・どのように）が明確になっているか ・マーケティング4P（商品・サービス、販売価格・流通経路・広報宣伝）の具体策まで落とし込まれ、実行計画がスケジュールに反映されているか
<p>（2）創業支援等事業の実施方法</p> <p>＜対象者＞ 創業希望者</p> <p>＜開催時期＞ 随時（原則、土・日・祝日・年末年始を除き9時～16時の時間内）</p> <p>＜開催場所＞ 窓口及び、創業希望者宅や関係支援機関先訪問</p> <p>＜対応者＞ BSOジェネラルマネージャーや、よろずコーディネーター、6サポ企画推進員など、創業支援経験豊富な者、当財団関連専門家</p> <p>＜創業支援等事業の広報方法＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えひめ産業振興財団ホームページへの掲載や担当者及び窓口、また、町や内子町商工会等の関係機関とも連携し、広く情報提供することにより、創業希望者への周知を図る。 <p>◎個人情報の収集と管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口への来訪者や個別相談を実施した創業希望者等の名簿の管理等については、えひめ産業振興財団があらかじめ実態調査等に利用することを説明し、本人の了承を得たうえで適切に保護・管理を行い、その後、町がアンケートやヒアリング調査により、創業の状況を把握する。 ・名簿や確認状況は、町が個人情報に配慮したうえで適切に管理・保存する。 <p>（特定創業支援等事業証明書の発行手順）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個別相談時等で、特定創業支援事業及び証明書の取得メリットを説明する。 ②本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受け、町が適切に保護・管理を行う。 ③えひめ産業振興財団は、既存相談管理システムにより相談対応状況を記録として保管し、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、修了者名簿（氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載）を、直ちに町に提出する。 ④証明書は、発行依頼に基づいて、証明書の交付対象者であることなどを、町が修了者名簿や免許証等を確認して発行する。 ⑤発行後は、申請書に記載された創業予定に基づき、町が創業等に関する追跡調査を行う。 <p>（特定創業支援等事業の要件補完）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画に定める他の特定創業支援等事業と要件を補完する。 	
計画期間	
<p>令和2年12月23日～令和13年3月31日</p> <p>変更箇所については令和7年12月25日～令和13年3月31日</p> <p>※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。</p>	